

鹿児島交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和4年7月12日（火） 10:30～10:35

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 渡真利、佐藤雅、宮田、本間、佐藤由紀

4. 議事概要

- 令和4年6月23日（木）、7月5日（火）に実施した審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、鹿児島交通株式会社からの一般乗合旅客運送事業の上限変更認可申請事案について、認可することが適当であるとの結論を得た。
- 事案処理職員から答申案の方向性について説明を聴取し、委員相互間で討議を行った。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。